

裁判員教材作成部会の動き（メモ）

H17.8.24

1 これまでの動き

H 1 7 . 3 . 2 4 勉強会
H 1 7 . 6 . 3 0 第 1 回部会

2 検討の経過

(1) 教材

第 4 の「司法」教材型



ル-ルづくり
私法と消費者保護
憲法の意義
司法

紛争はどのように解決されるか
当事者の主張を聞いて判断しよう
民事裁判との比較を通じて刑事裁判を考えよう

～刑事裁判では、有罪・無罪や刑の内容を判断すること、事実の証明の程度は合理的な疑いが残らない程度に達している必要があることなどを理解させる。

第 4 の教材

～ 刑事裁判での判断の具体的な仕組みを理解させるものとする。検察官の立証とその反証、再反証の仕組みや、「合理的な疑いが残らない程度」の具体的な意味を理解させることを目指す。

童話型

体験型(模擬裁判 , ディスカッション , シュミレーション等)

(2) 啓発資料

(1)の「教材」とは別に作成？

たとえば、厚生労働省作成のパンフレット型



3 その他

H17.8.25 教員研修実施予定（法務省，東京地検，都中社の共催）